

お



え



う



い



あ



こ



け



く



き



か



お

安易に自分のIDを教えた  
り入力してしまって、色々  
なことに使われる可能性  
があるのであぶない。

え

SNSで知り合った人との  
間でのトラブルが増えてい  
る。SNSに載せていく情  
報が正しいとは限らない。  
他人になりすましている  
場合もあるので気を付け  
よう。

う

無料や普通では考えられ  
ないような好条件には何  
か裏があることがある。  
消費者として自覚をもつ  
て行動したい。

い

はつきり断らないとトラ  
ブルに巻き込まれること  
がある。

あ

詐欺サイトは日本語表記  
でも日本のサイトではな  
い場合がある。飛ばし読  
みせず、文章がおかしいと  
ころはないかななど注意す  
る。

こ

18歳になつたら選挙に行  
くことができる。若者の  
投票率が問題視されてい  
る今、より良い世の中を  
作るために選挙に行く  
ことが大切。

け

「いまだけ限定」「いま  
だけ特別」など滅多にな  
いチャンスのように煽り、  
即決させようとする場合  
がある。本当に必要かよ  
く考えよう。

く

クレジットカードの三者  
間契約や、一括払い・分割  
払い・リボ払いなどの仕組  
みを知らないで使うと支  
払えなくなることも。

き

メールなどで【当選おめでと  
うございます】と届き、当選  
金が受け取れるように装い、  
電子マネーでポイントを購入  
させたり手数料が必要だつた  
り、URLにアクセスさせ個  
人情報を盗み取るなどの詐欺  
やファイッシングの手口。

か

ネットショッピングでは注文ボ  
タンを押しただけで契約  
になつてしまふことがあり、  
トラブルにつながることも  
あるので気を付けよう。

そ



せ



す



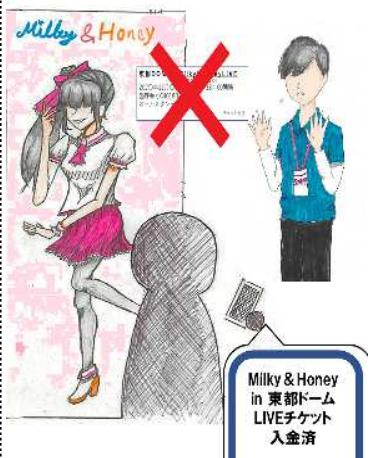
し



さ



と



て

カレンダー							
1	2	3	4	5	6	7	8



つ



ち

スクリーンショット!



た



そ

インターネット上に写真などをアップする前に、個人情報をさらしてしまわないかよく確認してからアップしよう。家や学校などが特定されトラブルになることもあるよ。

せ

成人するとひとりで様々な契約ができるようになるが、未成年者取消権は使えなくなる。悪質業者は成人になりたてで知識や経験の浅い若者を狙うので気をつけよう。

す

市場価格よりも極端に値段が安い物は偽物かもしれない。特にSNS広告などでは購入前にしつかりとり、ンク先や支払い方法、利用規約などを確認しよう。

し

2022年4月から成年年齢が18歳になつたけれど20歳のまま変わらないものもある。(お酒・たばこ・公営ギャンブル・裁判員などは20歳から)

さ

気の緩みや油断から不審な勧誘にあうこともある。少しでもおかしいと感じたらひとりで抱えず周囲の人や消費生活センターに相談しよう。

と

SNSなどで好きなアーティストのチケットを購入し代金を支払ったのに、チケットが届かないトラブルがある。そのまま相手と音信不通になる場合も。

て

クリーニング・オフの期間は販売方法によつて決まっている。電話勧説は契約書を受け取つてから8日間。※クリーニング・オフリ頭を冷やす期間の意味

つ

注文画面をスクショして保存しておくと後でトラブルになつた時に証拠となる。埼玉県消費生活支援センターでも推奨キャンペーんをしているよ。

ち

「ただほど高いものはない」という言葉がある。一時的にはお得であるように見せかけて、後で高額な対価を支払うことになる危険性もある。購入・契約する前に保護者に相談しよう。

の



ね



ぬ



に



な



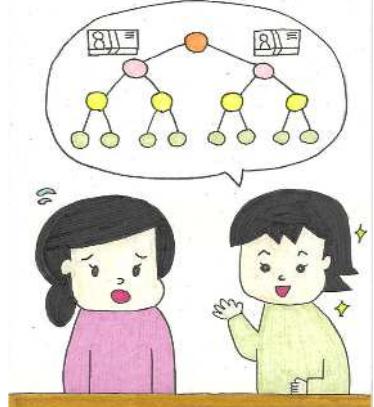
ほ



へ



ふ



ひ



は



の

「必ず儲かる」などうまい話で勧誘され、そのために必要な高額教材などを購入するために「すぐに返せる」と学生ローンに連れて行かれ借金を背負うことがある。典型的な詐欺の手口。

ね

若者はSNSやマルチ商法などのトラブルに遭いやすい。偽サイトの見分け方や個人情報の守り方を学び、相談窓口を知つておくことで自己防衛力が高まる。

ぬ

初めは優しい言葉で勧誘し、弱みに付け込んで心を搖さぶり不安をあおり勧誘する。次第に価値観を変えられて後戻りできない状況になる。

に

偽サイトは本物のサイトそつくりに作られていることも多い。日本語の表現が変だつたり値段が安すぎる、連絡先がメールしかないなどの場合は特に気を付けよう。

な

消費者トラブルに遭った時、悩みを抱え焦りから誤った選択をしないためにも、消費者活動センターに相談しよう。相談は無料で相談員には守秘義務があるので相談内容が他人に知られることはない。

ほ

未成年者が親権者の同意を得ずにして契約は取り消しができる「未成年者取消権」がある。成人すると使えない。

へ

インターネット通販は便利だが、トラブルも多いので気を付けよう。

ふ

成年になつたばかりの知識の少ない若者がターゲットになることが多い。成年年齢の引き下げで18・19歳に被害が拡大することが心配される。

ひ

おいしい話に弱い、欲しいと思つたら我慢できない人は被害に遭いやすい。うまい言葉で乗せられてその場ですぐに返事をしてはいけない。

は

簡単に効果があるように書かれた広告を見て、つい買ったくなってしまうダイエットサプリ、だけど簡単に痩せるサプリはない。

も



め



む



み



ま



○

○

よ



ゆ



や



も

一方的に商品を送り付け  
てきて代金を請求する悪  
質商法の手口。支払いも  
返還の必要もなく、即日  
処分しても良い。

め

都合の悪い事は隅に小さ  
く書いてある事も多い。  
重要なので面倒でもきち  
んと読んで、分からない  
ことがあれば質問し、契  
約前に解決しよう。

む

クリーニング・オフの制度に  
ついてきちんと内容を  
知つておく事は消費者ト  
ラブルを解決する一つの  
方法。

ま

出会いを求めSNSで知  
り合い、実際に会つたら  
言葉巧みに宝石を買わさ  
れ、お金を払つたら音信  
不通になつてしまふ。

み

成年年齢引き下げで若  
者を狙つた悪質な業者が  
増え、トラブルに巻き込  
まれることがある。知識  
を得て自分や大事なお金  
を守る術を身につけたい。

よ

お店で店員さんと「これくだ  
さい」「分かりました」と意思  
が合致した時に契約が成立  
する。一度した契約は一方  
的な都合で取消しできない  
よ。ただし友達との約束は  
「約束」なので契約ではない。

ゆ

美男・美女などが近づい  
てきて被害者の恋愛感情  
を悪用し、宝石などの高  
額な商品を購入させる  
方法。

や

マルチ商法は、自分だけ  
でなく周囲を勧誘するこ  
とで大切な人を巻き込み、  
みんなを不幸にすること  
がある。

ろ



れ



る



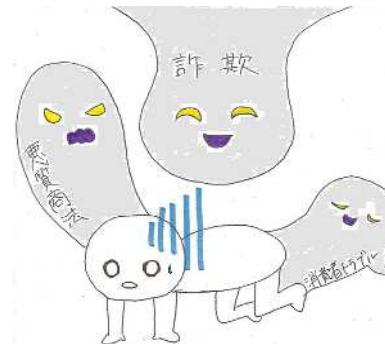
り



ら



わ



「まさか...」

ろ

うまい話をされ、儲かると信じてローンを契約し、結局儲からないトラブルが多くある。儲かる話を簡単に人に教えることはあり得ない。冷静に疑いの目を持つことが大切。

れ

10代でトラブルが多いサプリなどの「定期購入」 初回低価格を強調しているが、小さな文字で定期購入と書いてあり、2回目以降から高額請求されることがある。

る

小学生・中学生・高校生の消費生活相談の上位。オンラインゲームに熱中しそぎて課金を繰り返し、支払額が百万円を超えることもある。

り

リボルビング払いはクレジットカードの支払い方法の一つ。支払金額が一定だが手数料が高く未払い残高を把握にくい、支払総額が高額になるなどデメリットが多い。

ら

「楽してお金を稼ぐ話はない」詐欺に騙されやすい人とみなされカモリストに載りターゲットになることもあるので気をつけよう。

わ

消費者被害は誰でも遭う可能性がある。でも、まだ被害に遭っていない人は大丈夫だと思い込んでいることが多い、響きにくい。